

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第四（第八条の三関係）

種別					種別	俸給表	職務の 級又は 階級	俸給の特別調整額	
一種								再任用職員 以外の職員	再任用職員
研究職 俸給表	六級	(略)	(一)	行政職 俸給表	八級	再任用職員 以外の職員	再任用職員	一三九、七〇〇円	一一六、九〇〇円
								(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員	再任用職員	(略)	(略)

別表第四（第八条の三関係）

種別					種別	俸給表	職務の 級又は 階級	俸給の特別調整額	
一種								再任用職員 以外の職員	再任用職員
研究職 俸給表	六級	(略)	(一)	行政職 俸給表	八級	再任用職員 以外の職員	再任用職員	一三九、六〇〇円	一一六、八〇〇円
								(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	再任用職員	再任用職員	(略)	(略)

別表第四の二（第八条の四関係）

階級	相当する と認められ る行政 職俸給 表(一)の 職務の 級	支給月額	
		再任用自衛官 以外の自衛官	再任用自衛官
一等陸尉、一 等海尉又は一 等空尉	四級	一六、六〇〇円	一一、六〇〇円
二等陸尉以下 准陸尉以上、 二等海尉以下 准海尉以上又 は二等空尉以	三級	一三、一〇〇円	一一、七〇〇円

別表第四の二（第八条の四関係）

階級	相当する と認められ る行政 職俸給 表(一)の 職務の 級	支給月額	
		再任用自衛官 以外の自衛官	再任用自衛官
一等陸尉、一 等海尉又は一 等空尉	四級	一四、八〇〇円	一一、二〇〇円
二等陸尉以下 准陸尉以上、 二等海尉以下 准海尉以上又 は二等空尉以	三級	一一、七〇〇円	一〇、四〇〇円

備考 (略)	陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上	二級	五、五〇〇円	五、四〇〇円
	三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下	一級	四、五〇〇円	四、五〇〇円

備考 (略)	陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上	二級	四、四〇〇円	四、三〇〇円
	三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下	一級	三、六〇〇円	三、六〇〇円